

平成 1 8 営業年度

〔 自 平成 1 8 年 4 月 1 日  
至 平成 1 9 年 3 月 3 1 日 〕

第 2 期

事 業 計 画

首都高速道路株式会社

## ・ 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第8条第1項で規定されている通り、資金計画及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該営業年度の資金計画及び収支予算書も添付する。

平成18営業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約2,783億円の事業費、うち道路事業に係る総額は約2,552億円の事業費を予定している。資金計画については、財政投融資（政府保証債）や自主調達（民間借入金）等により合計約1,952億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純利益は発生しない見込みである。

## ・事業計画

### 1 . 高速道路事業に係る事業計画

平成18営業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する首都高速中央環状新宿線等を継続実施するとともに、新たに首都高速中央環状品川線に事業着手するなど道路整備を重点的に実施するため、約1,782億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約1,649億円）を予定している。なお、本営業年度内の開通予定路線として、高速大宮線（新都心～第二産業道路間）3.5kmを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約770億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本営業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成18営業年度の事業計画は下記のとおりである。

（単位：億円）

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	首都高速中央環状新宿線など計6路線39.2kmの新設、都道高速湾岸線（有明辰巳JCT間改良）0.9kmなどの改築	1,782
高速道路の維持、修繕、災害復旧 その他の管理	都道首都高速1号線など計31路線286.8kmの維持、修繕、災害復旧その他の管理	770
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A（高速道路事業）		2,552

注) 四捨五入により、合計において合致しないものがある。

なお、上記以外に道路資産賃借料2,025億円の支出が存在する。

## 2 . 高速道路事業以外の関連事業等に係る事業計画

平成18営業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路のお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理を実施するため、約0.3億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、首都高速中央環状新宿線など計11路線に関連する受託事業を実施するため、約217億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、公団時代から実施している駐車場及び高架下施設事業等を展開するために約13億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成18営業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要(実施の方法・事業量)	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	都道首都高速1号線平和島パーキングエリア(上り線)など計6箇所のパーキングエリアの管理	0.3
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等( )	首都高速中央環状新宿線など計11路線に関連する受託事業	217
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業	汐留駐車場など駐車場事業5箇所、都道首都高速2号線高架下施設事業4箇所	13
合計B(高速道路事業以外)		230

合計(A+B)(全事業)		2,783
--------------	--	-------

注) 四捨五入により、合計において合致しないものがある。

この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等(東日本電信電話(株)からの洞道移設工事委託 他)の所要資金約11億円を含む。

# 資金計画書

平成18営業年度の資金計画書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	合計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	2,631	2,631		
関連事業営業収入	234			234
SA・PA事業収入	0			0
その他の事業収入	17			17
受託事業収入	217			217
営業外収入	-	-		
(借入金等)				
社債・借入金	1,952	1,952	(1,880)	
政府保証債	287	287	(287)	
政府等からの無利子借入金	688	688	(688)	
機構からの無利子借入金	303	303	(303)	
財投機関債	100	100	(100)	
民間借入金	574	574	(502)	
前期繰越金	472	437	(159)	35
合 計	5,289	5,019	(2,038)	269
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	561	561		
道路維持費	245	245		
道路業務管理費	186	186		
一般管理費	130	130		
道路資産賃借料	2,032	2,032		
関連事業管理費	227			227
SA・PA事業管理費	0			0
その他の事業管理費	10			10
受託事業営業費	217			217
(資本的支出)				
高速道路新設・改築費	1,782	1,782	(1,779)	
新設・改築費	1,649	1,649	(1,647)	
一般管理費	96	96	(96)	
支払利息等	37	37	(37)	
高速道路修繕費	209	209	(101)	
修繕費	204	204	(96)	
一般管理費	5	5	(4)	
支払利息等	1	1	(1)	
関連事業建設費	3			3
SA・PA事業建設費				
その他の事業建設費	3			3
社債等償還金				
次期繰越金	474	436	(159)	39
合 計	5,289	5,019	(2,038)	269

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

高速道路事業欄の( )書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画であり、平成17年度未執行分(見込)を加味したものである。

前期繰越金には前年度の「道路資産賃借料」の未払金176億円を、次期繰越金には当年度の「道路資産賃借料」の未払金169億円を含む。

## 収支予算書

平成18営業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
経常損益の部			
（営業損益の部）			
・ 高速道路事業営業損益			
1． 営業収益	2,827	2,827	
（1） 料金収入	2,506	2,506	
（2） その他収入	321	321	
・ 道路資産完成高	321	321	
2． 営業費用	2,825	2,825	
（1） 道路資産賃借料	1,928	1,928	
（2） 道路資産完成原価	321	321	
（3） 管理費用	575	575	
・ 維持修繕費	233	233	
・ 管理業務費	178	178	
・ 一般管理費	118	118	
・ 租税公課	8	8	
・ 減価償却費	40	40	
（4） 引当金等	0	0	
高速道路事業営業利益	2	2	
・ 関連事業営業損益			
1． 営業収益	224		224
（1） SA・PA事業収入	0		0
（2） その他の事業収入	16		16
（3） 受託事業収入	207		207
2． 営業費用	223		223
（1） SA・PA事業費	0		0
（2） その他の事業費	15		15
（3） 受託事業費	207		207
関連事業営業利益	1		1
全事業営業利益	3	2	1
（営業外損益の部）			
・ 営業外収益	0	0	0
・ 営業外費用	3	2	1
経常利益	0	0	0
特別損益の部			
・ 特別利益	0	0	0
・ 特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	0	0	0

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

本様式は、高速道路株式会社法第14条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣により定められた「高速道路等事業会計規則」第6条の別表第二第2号様式に示される「損益計算書」と異なる。また、第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。